

重点目標Ⅱ あらゆる場面における男女共同参画の推進

施策方針

- 4 暮らしやすい社会の意識づくり
- 5 誰も孤立させない社会に向けた支援
- 6 家庭・地域・学校における男女共同参画の推進

施策方針4 暮らしやすい社会の意識づくり

男女共同参画を推進していくためには、多くの方々を対象に男女共同参画に関する理解を深めるための意識啓発や情報提供を継続的に実施していくことが重要です。広報紙やホームページ等の活用や関係団体等と協働することで、男女共同参画についての啓発や働きかけをしていきます。

主要施策（7）男女共同参画に関する意識啓発

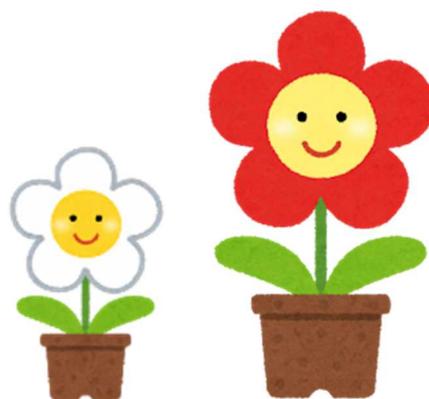
施策		事業	担当課
14	男女共同参画に関する講座等の開催	14-1 ●男女共同参画に関する講座等の開催 新 ワーク・ライフ・バランスや女性の活躍推進、男性の男女共同参画などをテーマに講座・講演会等による意識啓発や情報提供をします。	地域コミュニティ支援課 各行政センター 人権・男女共同参画課
		14-2 ●市民大学等の開催 生涯学習の推進にあたり、男女共同参画の視点にも留意した学習情報や講座・講演会等の学習機会の提供をします。	生涯学習課
15	市民協働による啓発事業の推進	15-1 ●市民協働による啓発事業の推進 啓発事業の企画や編集を市民協働で行います。また、自主計画事業を後援することで男女共同参画を推進します。	人権・男女共同参画課
		15-2 ●男女共同参画市民サポーター会議の開催 男女共同参画のための取り組みが、より多くの市民に理解されるよう市民の視点を取り入れた啓発事業を推進します。	人権・男女共同参画課



施策		事業		担当課
16	広報紙（NEW WAVE）による啓発	16-1	●広報紙（NEW WAVE）の発行 男女共同参画やワーク・ライフ・バランス、女性の活躍への市の取り組みなど、広く情報提供・意識啓発を行います。	人権・男女共同参画課
17	市役所における男女共同参画に関する取り組み	17-1	●市職員に対する研修等の実施 ㊦ 市職員（男女共同参画職場リーダーを含む）に対する男女共同参画に関する研修等を継続的に行います。	人 事 課 人権・男女共同参画課

主要施策（8）情報収集と提供の充実

施策		事業		担当課
18	デュオよこすかの運営	18-1	●デュオよこすかの運営 デュオよこすかにおいて、男女共同参画に関する資料や書籍の収集・提供をすることにより市内の男女共同参画を推進します。	人権・男女共同参画課
		18-2	●デュオよこすか登録団体等との協働による講座の開催 デュオよこすか登録団体等とデュオよこすかを会場として講座を開催します。	人権・男女共同参画課
19	男女共同参画に関する調査の実施	19-1	●男女共同参画に関する調査の実施 男女共同参画の市民意識や実態に関する調査を実施し、各種統計情報の中で男女別データの収集・分析を行い、施策の展開に活用していきます。	人権・男女共同参画課



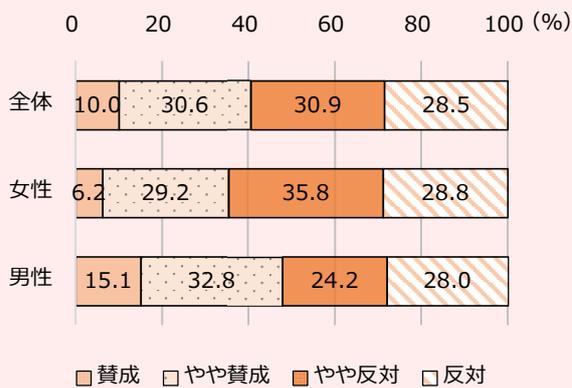
●コラム7 固定的な性別役割分担意識

男女共同参画社会*の実現を妨げているものの一つに、人々の意識の中に長い年月をかけて形づくられてきた「固定的な性別役割分担意識」があります。これは性別を理由に役割や責務を固定的に考えることで、代表的な例として家庭における「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方が挙げられます。

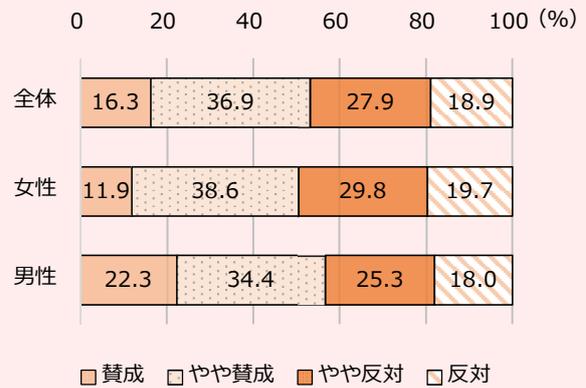
このような意識は時代とともに変わりつつありますが、今も依然として根強く残っています。共働き世帯が増加する中、「固定的な性別役割分担意識」を持つことなく、仕事や家事・育児、介護、地域活動などを共に協力しあうことが重要です。

また、次世代に「固定的な性別役割分担意識」を残さないという観点からも、家庭での子どものしつけや教育について、共に協力していくという意識と実践が大切です。

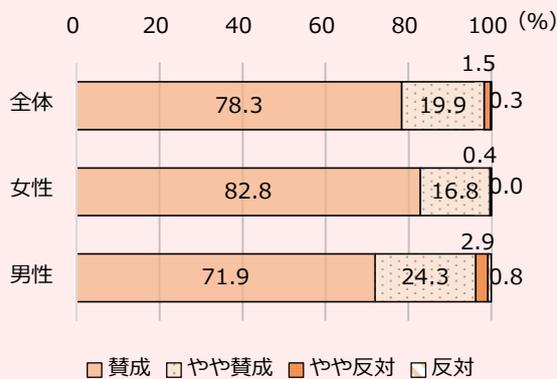
「職業や結婚などの人生設計に対する助言は男女で区別するべきである」



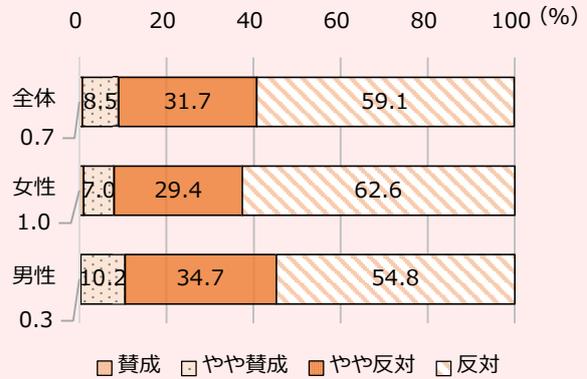
「男の子は男らしく強く、女の子は女らしく心優しく育てるべきである」



「食事の支度や洗濯など日常的な家事は男女を問わず身に付けさせるべきである」



「家庭での子どものしつけや教育は母親の責任で行うべきである」



資料：横須賀市男女共同参画に関する市民アンケート調査（平成28年）

●●● デュオよこすか ●●●

デュオよこすかは、男女共同参画を推進するための拠点として設置した施設です。

デュオルーム

ミーティングスペース

情報交換や交流の場としてご利用ください。団体・グループの方はもちろん個人でも利用できます。

図書の貸し出し

人間関係や働き方、自分らしい生き方などを考えるヒントになる本を取り揃えています。

情報の収集・提供

国や他市の男女共同参画に関する資料、講座のチラシなどを閲覧できます。

デュオぷち講座の開催

登録団体等と協働で、自己啓発や学習を目的に少人数制で講座を開催しています。

団体登録

団体・グループ（3名以上）で登録すると、ミーティングスペースの予約や貸しロッカーの利用ができます。

コピー

1枚10円で利用できます。

電話・ファクシミリ 046-822-0804

女性のための相談室

一般相談

女性が日頃から抱える人間関係や生活上の悩みについて、女性の相談員が相談に応じます。

- ・相談日時 月・水・金の9時～16時
- ・相談方法 電話、面談

※面談は予約制です。

※相談時間は、1件あたり20～30分が目安です。

法律相談（予約制）

女性が抱える法律上の悩みについて、女性の弁護士が相談に応じます。

- ・相談日時 第3火曜日（原則）
13時30分～16時30分
- ・相談方法 面談

※一般相談の相談日に予約してください。

※相談時間は、1件あたり40分です。

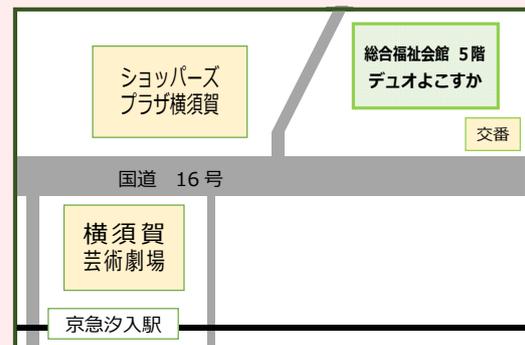
相談電話 046-828-8177

所在地

〒238-0041 横須賀市本町 2-1
総合福祉会館 5階



〔京急汐入駅より徒歩6分〕
〔JR横須賀駅より徒歩8分〕



施策方針5 誰も孤立させない社会に向けた支援

女性の悩みは、女性が社会的に置かれる立場と深く関係していることから、様々な困難を抱える女性が孤立化しないよう相談体制の充実に努めます。

また、多様な性を尊重する社会を実現するために、性的マイノリティ*に対する理解の促進と支援に努めていきます。

主要施策（9）女性のための相談窓口の充実

施策	事業	担当課
20 女性のための一般相談の充実	20-1 ●デュオよこすか「女性のための相談室」 女性が抱える一般的な悩みには女性相談員が対応し、法律上の悩みについては女性弁護士が対応します。	人権・男女共同参画課
	20-2 ●相談体制の充実 相談者が安心して相談できるような体制を確保するとともに、相談員の知識の向上を図り、研さんに努めます。	人権・男女共同参画課

主要施策（10）多様な性を尊重する社会の実現

施策	事業	担当課
21 性的マイノリティに対する理解の促進	21-1 ●相談員・教職員等を対象とした研修会の実施 ⑨ 性的マイノリティへの理解を促進するため、相談員や教職員等を対象に研修会を実施します。	人権・男女共同参画課
	21-2 ●パネル展示やリーフレットの配布による啓発 ⑨ 性的マイノリティへの偏見や差別の解消のため、当事者からのメッセージや啓発ポスターの展示、リーフレットの配布により市民への理解を促進します。	人権・男女共同参画課
22 性的マイノリティに対する支援	22-1 ●相談事業の実施 ⑨ 性的マイノリティの不安や悩みに対応するための相談を実施することにより、当事者の孤立を防ぐ取り組みを進めます。	人権・男女共同参画課
	22-2 ●当事者同士の交流会への支援 ⑨ 性的マイノリティの方々が語り合う「cafe SHIP ポートよこすか」に対する支援を行います。	保健所健康づくり課
	22-3 ●関係機関との連携強化 ⑨ NPO 法人や当事者との意見交換会や庁内関係課との連絡会を開催することにより連携強化に努めます。	人権・男女共同参画課

●コラム8 性的マイノリティ（LGBT）

性的マイノリティとは、同性が好きな人や自分の性別に違和感を覚える人、または性同一性障害*などの方々のことをいいます。

「異性を愛するのが普通だ」「心と体の性別が異なることはない」等と考える人からみて、少数者という意味で、「セクシュアルマイノリティ」「性的少数者」ともいいます。以下のアルファベットの頭文字をとり、「LGBT」とも呼ばれています。

L（レズビアン）	女性の同性愛者
G（ゲイ）	男性の同性愛者
B（バイセクシュアル）	両性愛者
T（トランスジェンダー）	体の性別と心の性別が異なる人やそのことに違和感を感じている人

性的マイノリティは、人口の約3～5%いると言われており、これは学校の1クラスに例えると、1～2人の割合になります。

男・女の2つで分けることや恋愛の対象を異性と決めつけることで、性的マイノリティが生きにくい環境を作っています。また、男らしく・女らしくという押し付けはその人の生き方を狭めてしまいます。

性的マイノリティに対して、普通ではないとして偏見を持ち、差別や蔑視するのではなく性的指向*や性自認*への理解を深め、差別的な言動や嫌がらせが起こらないよう、多様性のある社会を構築していく必要があります。

資料：NPO 法人 SHIP 「性的マイノリティって知っている？」

IDAHO（アイダホ）の日

IDAHOとは、「LGBT 嫌悪に反対する国際デー（International Day Against Homophobia, Transphobia and Biphobia）」の略称で、毎年5月17日に世界中で祝われています。

日本では平成26年から「多様な性にYESの日」として記念日認定されています。

レインボーカラー

6色のレインボーカラーは、多様性を表し、性的マイノリティ（LGBT）の活動のシンボルとして使われています。



施策方針6 家庭・地域・学校における男女共同参画の推進

誰もが安心して子育てや介護をしながら、仕事や地域活動等に参画していくためには、子育てや介護について男女が共に関わっていくという意識を持ち、社会全体で支援していく取り組みが必要です。

そのため、子育て支援や介護相談の支援、及びひとり親への就労支援などに取り組んでいきます。また、災害時における多様なニーズへの配慮や学校での啓発は重要であり、誰もが個々の人権を尊重しあえるよう、これからの時代を担う子どもも含めた取り組みを行います。

主要施策（11）子育て支援の充実

施策		事業		担当課
23	妊娠・出産に関する学習機会の提供	23-1	<ul style="list-style-type: none"> ●「プレママ・プレパパのための歯科教室」の開催 妊婦とその配偶者等を対象に、赤ちゃんのための歯の話や妊婦歯科健診、妊婦歯科相談を実施します。	保健所健康づくり課
		23-2	<ul style="list-style-type: none"> ●「プレママ・プレパパ教室」の開催 妊婦とその配偶者等を対象に、健やかな妊娠と出産に関する学習の機会を提供します。	こども健康課
24	家庭等における子育て支援の充実	24-1	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭等における子育て支援の充実 地域の身近な相談窓口である健康福祉センターや親子サロン、保育所等で子育てに関する相談に対応するとともに、必要な情報提供を行います。	保育運営課
25	多様な保育サービスの充実	25-1	<ul style="list-style-type: none"> ●多様な保育サービスの充実 保育ニーズに対応するため、保育所等の定員拡充等を行うとともに、必要とする人が必要な時にサービスを受けられるよう情報を提供します。	こども施設課
26	放課後の子どもの居場所の充実	26-1	<ul style="list-style-type: none"> ●全児童を対象とした居場所の充実 放課後子ども教室、わいわいスクール、青少年の家の運営等を行うことにより居場所の確保に努めます。なお、放課後子ども教室は学習や多様な体験・活動を行います。	こども育成総務課 教育・保育支援課
		26-2	<ul style="list-style-type: none"> ●留守家庭児童を対象とした居場所の充実 放課後児童クラブに対する助成や指導員の研修を行うことにより、子どもたちが安心して過ごせる居場所の確保に努めます。	教育・保育支援課



主要施策（12）介護の相談支援の充実

施策		事業		担当課
27	介護に関する相談窓口の充実	27-1	●介護に関する相談窓口の充実 市役所や地域包括支援センターにおける相談など、介護する人への相談支援を行います。	高齢福祉課
28	介護者に対する心の支援	28-1	●「認知症高齢者介護者の集い」の開催 認知症高齢者等を介護する家族を対象に、介護者同士の情報交換や支え合いへの支援を行います。	高齢福祉課
		28-2	●「高齢者・介護者のためのこころの相談」の実施 高齢者や介護に携わっている家族を対象に、臨床心理士が相談に応じます。	高齢福祉課
		28-3	●「若年性認知症支援者講座」の開催 本人、家族を支援できる人を養成するため支援者講座を開催します。また、講座修了者が「若年性認知症のつどい」に参加することを促し支援していきます。	高齢福祉課

主要施策（13）ひとり親家庭への支援の充実

施策		事業		担当課
29	ひとり親家庭への自立支援の推進	29-1	●ひとり親家庭の親を対象とした就労相談 母子・父子自立支援員や就労相談員が、ひとり親家庭の親の就労に関する相談に応じます。	こども青少年給付課
		29-2	●ひとり親家庭の親を対象とした就労支援 就労支援として、自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金等の支給や就労支援セミナーを実施します。	こども青少年給付課
30	ひとり親家庭の仲間づくりの推進	30-1	●ひとり親家庭の仲間づくりの推進 ㊦ ひとり親家庭の孤立化を防ぐため、交流会を開催するなど地域のつながりや仲間づくりを推進します。	こども青少年給付課

主要施策（14）地域防災における男女共同参画の促進

施策		事業		担当課
31	自主防災組織への女性の参画促進	31-1	●自主防災組織への女性の参画促進 災害時の避難所運営等において、多様なニーズに配慮した運営となるよう避難所運営委員会における女性委員の積極的登用や啓発を行います。	地域安全課

主要施策（15）学校教育における男女共同参画の推進

施策		事業		担当課
32	男女共同参画に関する学習機会の提供	32-1	●中学生を対象とした啓発冊子の配布 中学生を対象に、男女共同参画やデートDV*、インターネットの危険性、性的マイノリティ*に関する啓発冊子を配布し、授業での活用を促進します。	人権・男女共同参画課
		32-2	●広報紙（NEW WAVE）による意識啓発 保育園、幼稚園、小・中学校等に対し、広報紙（NEW WAVE）を活用した継続的な情報提供や意識啓発を行います。	人権・男女共同参画課
33	教職員に対する意識啓発	33-1	●教職員に対する意識啓発 男女共同参画を含めた人権を尊重する意識を児童生徒が学べるよう、教職員に対し研修を行います。	教育指導課

●コラム9 男女共同参画の視点に立った防災・復興

東日本大震災においては、避難所によっては衛生用品等の生活必需品が不足したり、授乳や着替えをするための場所がなかったり、「女性だから」ということで当然のように食事準備や清掃等を割り振られたりしたところも見られました。

このような過去の災害対応における経験をもとに、内閣府では平成25年5月に「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を作成しました。

この取組指針では、

- 1 平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる
- 2 「主体的な担い手」として女性を位置付ける
- 3 災害から受ける影響の男女の違い等に配慮する
- 4 男女の人権を尊重して安全・安心を確保する
- 5 民間と行政の協働により男女共同参画を推進する
- 6 男女共同参画センターや男女共同参画担当部局の役割を位置付ける
- 7 災害時要援護者への対応との連携に留意する

以上7つの基本的な考え方を提示し、災害に強い社会の構築には男女共同参画社会*の視点が不可欠であることが強調されています。

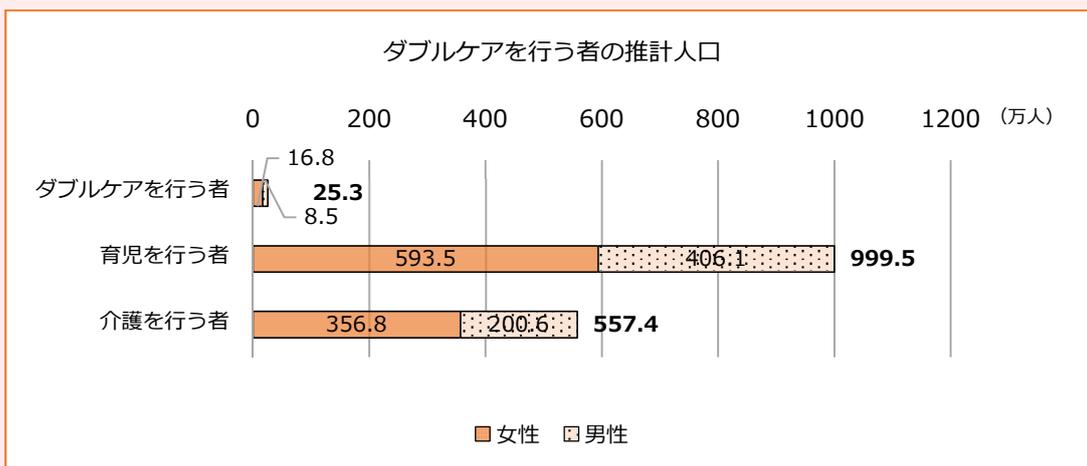
資料：内閣府「共同参画（平成25年6月号）」をもとに作成

本市では、「横須賀市地域防災計画」において、災害時の男女のニーズの違い等に配慮した避難所等の運営や、住民への防災知識の普及啓発・訓練の実施に取り組むことで男女共同参画を推進しています。

●コラム 10 ダブルケア

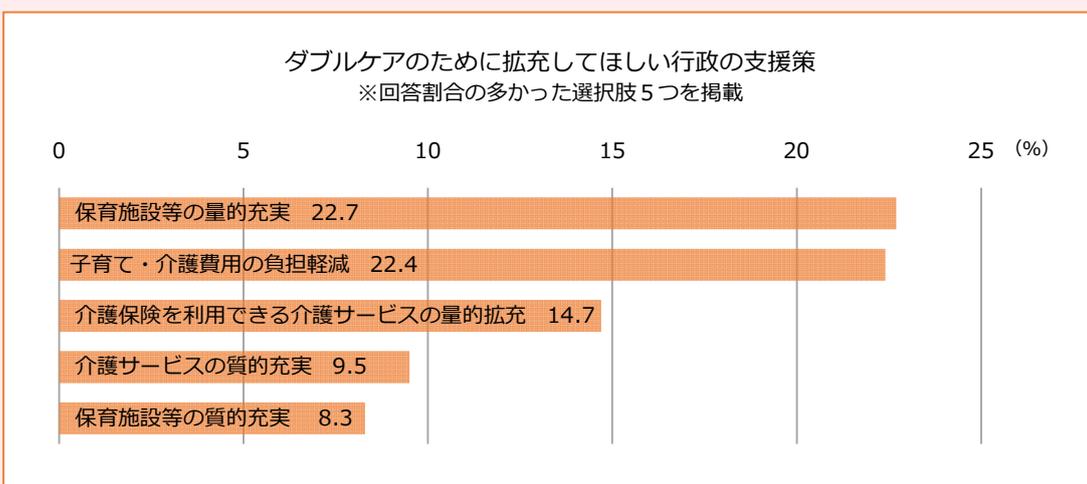
晩婚化・晩産化等を背景に、子育てをしている人が親の介護も同時に担う「ダブルケア」の増加が今後の課題として指摘されています。

平成24年に総務省が実施した「就業構造基本調査」では、ダブルケアを行う者の推計人口は25万3千人であり、男女別にみると、女性が16万8千人、男性が8万5千人となっておりダブルケアを行う女性は男性の約2倍となっています。



内閣府が平成28年にダブルケアを行う者1,004人を対象に実施した「育児と介護のダブルケアに関するアンケート（インターネットモニター調査）」では、ダブルケアのために行政に拡充してほしい支援策について質問しました。

「保育施設等の量的充実」「子育て・介護費用の負担軽減」「介護保険を利用できる介護サービスの量的拡充」の回答割合が多い結果となりました。



ダブルケアの増加が見込まれる中、仕事や子育て、介護などを両立し、その責任を担うためには多様で柔軟な働き方ができる環境の整備や社会全体で子育てや介護を支える社会基盤やその周知が必要です。

資料：内閣府「育児と介護のダブルケアの実態に関する調査報告書」をもとに作成